

医師の言動が不法行為を構成するとされた事案

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

自律神経失調症の診断を受け、クリニックの心療内科を通院していた男性が、職務担当の変更を契機に状態が悪化し、休職、自宅療養となった。その後、治療の甲斐あって職場復帰の目処が立つまでに状態が回復したところ、上司の薦めで産業医との面談が行われた。しかし、面談の場での産業医の言動により、かえってAの症状は悪化し、その結果、復職が遅れることとなった。

本件はAが産業医に対し、面談時の言動によって症状が悪化し、精神的苦痛を被り、復職時期が遅れたとして、不法行為による損害賠償を請求した事例である。審理の結果、請求は一部認容された。

キーワード: 自律神経失調症, 産業医, 復職, メンタルヘルス

判決日: 大阪地裁平成23年10月25日判決

結論: 一部認容 (60万円)

【事実経過】

年月日	詳細内容
昭和62年	男性A, B社に入社。
平成9年6月	Aが自律神経失調症の診断を受け、Hクリニック心療内科に通院を始める。
平成20年6月9日	職務担当の変更を契機にAの状態悪化。
6月30日～	A, 自律神経失調症により休職し、自宅療養に入る。以後2週間に1度のペースでHクリニックに通院。なお、休職中の給与は、通常の約80%程度であった。
10月10日	A, 平成21年1月を目途に職場復帰を目指す程度にまで状態回復。
11月初旬	上司Cの薦めにより、AとB社産業医による面談が行われることになる。
11月26日	B社産業医であるO医師とAとの面談が、B社近くの喫茶店においてC立ち会いのもとで行われた。その際、O医師からAに対

	し、「それは病気やない、甘えなんや。」、「薬を飲まずに頑張れ。」、「こんな状態が続いたら生きとつてもおもんないやろが。」等の発言がされた。
12月2日	AはIクリニックを受診し、担当医に対し、本件面談で病状が悪化し、抗不安剤ワイパックスを服用することが増えた旨を訴えた。
12月5日	AはHクリニックを受診し、自律神経失調症は改善傾向にあったにもかかわらず、本件面談後明らかに症状が悪化している等と訴えた。その結果、Aは、Hクリニック担当医より、平成21年1月31日まで自宅療養が必要であるとの診断を受けた。
平成21年4月27日	A復職。

【争点】

本件面談におけるO医師の言動が不法行為を構成するか

【裁判所の判断】

1. 注意義務の内容および発生根拠について

産業医は、その勤務している勤務先から、自律神経失調症により休職中の職員との面談を依頼された場合、面談に際し、主治医と同等の注意義務までは負わないものの、産業医として合理的に期待される一般的知見を踏まえて、面談相手である職員の病状の概略を把握し、面談においてその病状を悪化させるような言動を差し控えるべき注意義務を負っている。

また、産業医は、大局的な見地から労働衛生管理を行う統括管理に尽きるものではなく、メンタルヘルスケア、職場復帰の支援、健康相談などを通じて、個別の労働者の健康管理を行うことも職務としており、産業医になるための学科研修・実習にも、独立の科目としてメンタルヘルスが掲げられていることに照らせば、産業医には、メンタルヘルスにつき通りの医学的知識を有することが合理的に期待されるものというべきである。

したがって、自律神経失調症という診断名が特定の疾患を指すものではないとしても、一般に、うつ病や、ストレスによる適応障害などとの関連性は容易に想起できるのであるから、自律神経失調症の患者に面談する産業医としては、安易な激励や、圧迫的な言動、患者を突き放して自助努力を促すような言動により、患者の病状が悪化する危険性が高いことを知り、そのような言動を避けることが合理的に期待される。

2. O医師の発言内容が不法行為にあたるか

O医師は、Aが自律神経失調症であり、休職中であるという情報を与えられたにもかかわらず、Aとの面談において、薬に頼らず頑張るよう力を込めて励ましたり、Aの現在の生活を直接的な表現で否定的に評価し、この克服に向けた努力を求めたりした。

このようなO医師の発言は、予めAの病状について詳細な情報を与えられていなかったことを考慮し

でもなお、注意義務に反するものである。そして、本件面談によりAの病状が悪化し、自宅療養期間が延び、実際の復職時期が平成21年4月27日までずれ込んだと認められる。

したがって、O医師の発言内容はAに対する不法行為を構成する。

3. 小括

裁判所は、以上のように、O医師のAに対する不法行為を認め、Aの復職が遅れた期間の減収分相当の休業損害30万円および慰謝料30万円の計60万円(請求額530万円)の支払いを命じた。

【コメント】

1. 本判決の特殊性

これまでも産業医自身が安全配慮義務違反または不法行為に基づく損害賠償請求事件の被告となった事例は存在したものの(札幌地裁平成16年3月26日判時1868・106他)、本判決は、初のメンタルヘルスに関する事案であるうえ、産業医が敗訴し、その損害についても広く認定された事案として注目される。

2. 産業医について

(1) 産業医とは、企業等において労働者の健康管理等を行う医師であり、厚生労働大臣が定める産業医研修の修了者など一定の要件を充たした者が就くことができる(労働安全衛生法13条2項)。

また、産業医設置の目的は、職場において労働者の健康管理等を効果的に行うために医学に関する専門的な知識が不可欠であるためとされており(厚生労働省HP「産業医について」)、法律により、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は1名以上の産業医を選任し(選任が必要な産業医の人数は労働者の数により異なる)、労働者の健康管理等を行わなければならないこととされている(労働安全衛生規則13条1項2号)。

(2) このような産業医の位置付け上、産業医は事業者との間で締結した契約に基づき労働者の健康管理を行うものである。すなわち、本件のように、休職中の労働者に対し、勤務先会社から面談を依頼された産業医は、当該会社から当該労働者が復職できるかどうかの医的判断を求められているのであって、通常の診療行為を行うこと自体が求められているわけではないから、この点において求められている役割に特殊性があるといえる。

3. 本判決についての考察

(1) 本判決の妥当性

① 損害について

本判決は、産業医の発言が、産業医に課せられた注意義務に反し不法行為を構成するものとして、当該発言により患者が味わった精神的苦痛に対する慰謝料のみならず、これにより状態が悪化し自宅療養期間が延びたこととの間の因果関係も認めたものである。

一般に、ある者の発言が不法行為を構成するとされる場合であっても、当該発言によって精神的苦痛が生じたと認められるに留まらず、従前の状態が悪化したとまで認められるのは稀であるといえよう。これは、問題とされる加害者の発言があり、結果として被害者の精神状態が悪化したとされる場合であっても、被害者の精神状態に当該発言が与えた影響およびその程度を客観的に判断することは非常に困難であり、また、通常、精神状態の悪化は当該発言のみならず複数の外的要因が積み重なって生じたものと考えられるため、当該発言と結果との間の因果関係を認めるには一定の困難性が認められるからである。

しかしながら、本判決は、発言内容が妥当でなかったということはもちろん、当該発言がAの状態を悪化させたと認めた。判決文からは、裁判所がどのような理由でO医師の当該発言とAの状態悪化との因果関係まで認定したのかは必ずしも明らかではなく、こ

の点はやや釈然としない。

被告側医師が本判決に控訴したのは、慰謝料の額がやや高めであることはもちろん、まさにこの点を承服し難いと考えたためではなかろうか。

② 不法行為の内容

本判決はまた、産業医による「安易な激励や、圧迫的な言動、患者を突き放して自助努力を促すような言動」が不法行為に該当し得るとした。精神疾患を抱えた患者に対して医師が何らかのアドバイスをすることは通常であろうが、本判決からは、何をもって「安易な」、「圧迫的な」、あるいは「突き放す」ような発言に該当するのを読み取ることはできない。

一方、裁判所は、「被告は、Aを見た印象で、Aの状態は悪くなく、もう一步で職場復帰できると感じていたため、可能な部分から前向きな生活をするよう励ませればよいと考えて」発言を行っていることを認めている。

そうであるにもかかわらず、裁判所が結論としてO医師の発言が不法行為にあたるとしたのは、上記のように当該労働者が復職できるかどうかの医的判断を行うという産業医の役割からして、O医師の発言がこの役割を逸脱した相当性を欠くものと考えられる。

(2) 同様の判断は産業医に固有ものといえるか

産業医は、前述のように、メンタルヘルスの専門家であることを要件とはしていない。実際、平成2年に栃木県産業保健推進センターが行った調査によれば、産業医の日常の診療科はその62%が内科医、17%が外科医、循環器科、小児科、胃腸科がそれぞれ12%となっており、心療内科等メンタルヘルスに関する科は回答になかった。

そうであるにもかかわらず、本判決が被告に対して「面談相手であるAの病状の概略を把握し、面談においてその病状を悪化させるような言動を差し控えるべき注意義務」を課したのは、本判決によれば、産業医が健康相談などを通じて、個別の労働者の健康管理を行うことをも職務としており、産業医にな

るための学科研修・実習にも、独立の科目としてメンタルヘルスがあることから、メンタルヘルスにつき一通りの医学的知識を有することが合理的に期待されていること、被告が産業医として勤務している勤務先から、自律神経失調症により休職中の職員との面談を依頼されたことによる。

そうすると、実際のところ、産業医でなくとも、メンタルヘルスにつき講習を受けており、メンタルヘルスにつき質問項目があるのが通常である近時の健康診断等において、対象者が何らかの精神疾患を抱えていることを知って診察を行う医師には、上記の注意義務が認められ得るおそれがある。厚生労働省発表によれば、我が国において精神疾患により医療機関にかかっている患者数は、近年大幅に増加しており、平成20年には323万人にのぼっている。この数字からすれば、医師が何らかの形で診療行為を行っている患者のうち少なくとも数名が精神疾患を有している可能性は極めて高い。

以上のことからすれば、産業医でなくとも、何らかの精神疾患を有している患者に対し医師が安易な発言を行った場合、不法行為とされる危険性のある場面は相当程度多いと考えられる。

(3) 小括

本件は、医師の発言のみによって慰謝料のみならず休業損害までも認められた事案であり、本判決の妥当性はともかく、医師の発言内容については、その役割に応じた注意が求められていることがわかる。特に、患者の状態把握が十分でない初診の患者等に対する発言については、よりいっそうの慎重さが求められるといえよう。

【参考文献】

本判例につき、裁判所ウェブサイト

「産業医について」(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)

「職場におけるメンタルヘルス対策等」(厚生労働省ホームページ)

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [期待される勤労者医療****](#)
- (2) [労働衛生機関の産業医の立場から****](#)
- (3) [職場におけるメンタルヘルス不調例対応の類型化の試み****](#)
- (4) [現場で産業医として活動するために ~メンタルヘルス対策を中心に~****](#)
- (5) [事業所におけるメンタルヘルス予防活動 一定期健康診断を活用したメンタルヘルス対策の有有用性****](#)
- (6) [医療における民事責任**](#)
- (7) [産業医からみた産業看護職に求めるメンタルヘルス対応**](#)
- (8) [心療内科からみた起立性調節障害と自律神経失調症**](#)
- (9) [産業医科大学産業医実務研修センター主宰の産業医育成のための産業医学実務講座の効果**](#)
- (10) [民事責任の内容と成立要件、賠償額の算定について**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。